

1 いじめに対する基本認識

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）
- ・児童等はいじめを行ってはならない。（同第4条）

- いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により、暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、公表罪等の刑事法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

2 いじめ対応の基本的な在り方

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査をした上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、
 - ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
 - ②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。という2つの要件を満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項*に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

〈いじめ防止等のための基本的な考え方〉

- (1) いじめを生まない土壌づくりとして「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感の伸長」「同僚性の構築」を進め未然防止に努める。
- (2) 研ぎ澄ました人権感覚で、見守りや定期的なアンケート調査、教育相談等を行い早期発見につなげる。
- (3) いじめを受けた児童の安全確保を優先し、いじめたとされる児童への事情を確認したうえでの早期対応。
- (4) 学校と家庭や地域が組織的に連携・協働する体制の構築。
- (5) 情報共有を密に行い「顔の見える関係」の構築による、関係機関との適切な連携。
- (6) 保護者は、児童を適切にいじめから守らなければならない責務を有する。

3 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめの未然防止に関すること
 - ① 全教職員の協力体制のもとで教職員の児童に向き合う時間を確保し、年間を通じていじめ防止のための「対策プログラム」を策定し実施する。

- ② 学級びらき、学期はじめに、学級担任は「いじめをしない させない ゆるさない!」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを学級経営方針の中心に据え、発達段階に応じて、いじめ防止への教師の確固たる姿勢と意思を示す。また、いじめ防止啓発チラシを全保護者に配布することで、児童・保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性を啓発するとともに、いじめの相談窓口の周知を図る。
- ③ 「特別の教科 道徳」を要として全ての教育活動を通じて道徳教育、人権教育、特別活動や体験活動の充実を図る中で児童の豊かな情操と道徳性を培うとともに、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。心と命を大切にすることを推進する中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」としてはやしたてたりおもしろがったりすることや、「傍観者」として見て見ぬふりをするこも、「いじめ」に加担していることを丁寧に指導する。
- ④ 児童会活動の活性化を図り、児童の心の絆を深め、望ましい人間関係、集団づくりや誰もが行きたくなる学校・学級づくりの推進を図ると共に児童が主体的に取り組む学習活動を展開し一人一人が活躍できる場の充実を図ることで児童の自己有用感を高める。
- ⑤ 自分の思いや考えをことばで表現する「ことばの力育成プログラム」を活用し、望ましいコミュニケーション力の育成を目指す。
- ⑥ インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実する。保護者に対しては、保護者研修、学校だよりやHPを通して、関係法令の規定を踏まえ、責務について周知を図ると共に、インターネット利用に向けた児童の実態把握に努める。
- ⑦ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント、メンタルサポーター等を積極的に活用し、教育相談や相談しやすい体制づくりの充実に努める。
- ⑧ 「いじめ防止・対応マニュアル」や学校いじめ防止基本方針等を活用した校内研修の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について共通理解と教員のいじめ認知や対応能力の向上を図る。
- ⑨ 「学校園連携ユニット」による校種間連携を推進し、孤立しがちな児童や発達障害等の特別な配慮を要する児童の情報を引継ぎ、学校がいじめに対する指導内容を共有する。また保護者会や、学校運営協議会、地域の会合や学校ホームページ等を活用し、いじめ防止に関する学校の取組への理解を得るとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求め、地域総がかりでいじめの防止を推進する。

(2) いじめの早期発見・早期対応に関すること

- ① 「心の相談アンケート」「教育相談」「学校生活に関するアンケート(アセス)」を実施活用し、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、職員会議中に学校生活適応推進委員会を追加開催して対応を協議することで、全教職員間の児童理解を深める。
- ② 「南っ子相談日」の設定やスクールカウンセラー通信等で、保護者が相談しやすい体制を作る。
- ③ 緊急の相談体制の窓口の一つとして校長室前に管理職対応専用の「いじめ相談ポスト」を設置する。

(3) いじめに対する具体的な対応に関すること

- ① 発見した教職員及び通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校生活適応推進委員会を通して、直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、いじめの事実が確認できた場合には、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に連絡する。
- ② 事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。その際、加害・被害だけでなく、いじめの事案に関係する全ての児童に深くかわり、人間的成長につながる指導を行う。そして、いじめが解消したと見られる場合でも、スクールカウンセラー等とも連携して心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。
- ③ いじめを受けている児童及びその保護者への支援を最優先して、いじめを受けている児童を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、可能な限り時間を空けずに面談し、事実関係を伝える。また、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応につい

て協議を行う。さらに、児童及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。なお、いじめが解消したとしても、再発防止に向けて、児童への継続的な見守りを行う。

- ④ いじめを行っている児童への指導として、いじめを行っている児童から気持ちや状況を十分聴き取り、その背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながるよう、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが重大な人権侵害行為であることや、いじめを受けている側の気持ちを認識させる。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童及びその保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の学校の取組について理解を求める。なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、いじめを行っている児童の心情や言い分を十分に聴いたうえで、教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、学校は直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。その上で警察との連携による措置も含め対応する。また、懲戒を加える際は、自らの行為を十分に反省させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。
- ⑤ 周囲の児童への指導として、当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する
- ⑥ 教育委員会との連携として、学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、必要に応じて、スクールサポートチーム、県教育委員会の学校問題サポートチーム * 等に支援を要請する。
*学校問題サポートチーム
市町教育委員会と連携し、学校を取り巻く課題に対して、効果的・機動的に支援が行われるよう支援体制を整え、様々な専門性を有する相談員(学識経験者、スクールソーシャルワーカー、心理士、弁護士等)が多面的に支援を行うチーム。
- ⑦ 対応にあたっては対応マニュアルを活用し、全教職員の共通理解を図るとともに、保護者への協力を依頼し、教育委員会や関係機関との連携を図る。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「学校生活適応推進委員会」

毎月の委員会で、いじめや問題行動、不登校等に係る児童についての情報共有及びその対応について協議する。いじめが解消したと見られる事案も、十分な観察を継続する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。)、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

(2) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の調査

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

なお、調査は、「対応マニュアル」や国が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省) (以下「ガイドライン」という。)に基づき実施する。

ア 調査を要する重大事態の例

(ア) 生命・心身・財産重大事態の場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(イ) 不登校重大事態の場合

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合、教育委員会又は学校は積極的に重大事態として認定する。なお、当該事態の場合は、児童が長期間欠席を余儀なくされることから、調査と並行して当該児童に対して学習等の支援を行う。

(ウ) 児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立ての場合

イ 調査主体

(ア) 教育委員会と連携し、その事案の調査を行う主体を教育委員会とするか学校とするかについての判断を明確にする。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

(ア) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(イ) いじめを受けた児童からの聴取が可能な場合は十分に聴き取る。その際、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。

(ウ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、その後の調査について検討する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、教育委員会と連携し適切な方法で情報の提供を行う。なお、調査結果の報告後の状況についても、定期的に児童やその保護者へ情報の提供を行う。

イ 調査結果の教育委員会への報告

調査結果については教育委員会に報告する。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

(2) 学校運営協議会の活用

いじめ防止に関する学校の取組や現状の課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。